

# I 福祉のまちづくりの背景、趣旨

平成9年8月作成「設計マニュアル」より

## 1 福祉のまちづくりの背景

人生80年代を迎え、健康で行動的な高齢者の増加は、これまでの高齢者像に変化をもたらしています。また、障害者自身の自立志向と社会経済活動への参加意欲の高まりにより、障害者の社会参加の機会が増大しています。

一方、本県の高齢化率は、昭和55年の11.6%から平成7年には19.0%（全国平均14.5%）と全国平均を大きく上回るテンポで進行しています。

また、本県の身体障害者手帳所持者数は、昭和55年度末の約4万人から平成8年度末には約6万人と、実数、総人口に占める割合ともに大幅に増加しています。

こうしたことから、今後、運動能力や知覚機能に制約を持つ県民の割合は急速に増加することが予測されます。誰もが必然的に老いを迎え、障害を持つ可能性を有するという基本的な考え方に立って、すべての県民が一生を通じて豊かな生活を送ることができる社会づくりを進めていくことが必要なのです。

高齢者や障害者に配慮したまちづくりは、すべての人にとっても快適に暮らせるまちづくりにつながります。「福祉のまちづくり」とは、高齢者や障害者の方などの日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除き、自らの意志で自由に行動でき、容易に社会参加ができるだれにもやさしい社会を築いていくことをいいます。

本県では、こうした福祉のまちづくりを推進するため、平成7年3月、建築物など面的整備のためのガイドラインとなる「山口県福祉のまちづくり環境整備指針」を策定し、公共的施設の整備促進に努めてきました。

さらに、平成8年7月に学識経験者、福祉団体、経済団体、行政機関等の委員で構成する「山口県福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくり推進方策について検討を重ね、県民の皆様の理解と協力のもと、県民一人ひとりが共に力を合わせて誰にもやさしいまちづくりを進めていくため、平成9年3月「山口県福祉のまちづくり条例」を制定し、平成9年10月1日から全施行することとしています。

## 2 条例制定の趣旨

21世紀の本格的な高齢化社会に備えて、ノーマライゼーションの実現及び社会連帯の理念に基づき、地域社会を構成しているすべての人が、その一員として自らの役割と責任を果たしながら、高齢者、障害者の方などの日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除き、その意志と能力に応じて積極的に社会参加できる福祉のまちづくりに県民総参加で取り組む必要があります。

このため、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項や公共的施設の整備等に必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、すべての県民の皆様が心豊かに安心して暮らせる健康福祉社会の実現を図ることとしています。

### ノーマライゼーションとは

デンマークのバンク・ミケルセンが精神薄弱者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念である。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方である。この理念は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「国際障害者年行動計画」及び「障害者に関する世界行動計画」にも反映されている。

（「平成7年版障害者白書」（総理府編）より）

### 3 条例改正の趣旨 —ユニバーサル社会へ—

平成9年3月の「山口県福祉のまちづくり条例」の制定以降、行政、事業者、県民、関係団体など、それぞれの立場での取組が行われ、条例に基づく適合証交付施設も140件を超えるなど「福祉のまちづくり」が進められてきています。

しかしながら、本県の高齢化率は、平成7年の19.0%（全国平均14.5%）から、平成15年の23.7%（全国平均19.0%）とさらに増加し、また、身体障害者手帳所持者数も、平成8年度末の約6万人から、平成15年度末の約7万7千人に増加するなど、「福祉のまちづくり」の重要性は増加しており、一層の取組が求められています。

この対応として、国においては平成12年の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」の制定や平成14年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」の改正など法整備も進められています。

また、一方で「バリアフリー」の考え方を一歩進め、「ユニバーサルデザイン」の考え方を踏まえた取組が求められるようになってきています。

このような福祉のまちづくりを取り巻く環境の変化に対応するため、平成16年3月に条例の改正が行われ、10月から施行することとなりました。

改正ハートビル法との整合性を確保し、公共的施設の一層の整備促進を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた福祉のまちづくりの推進を図ることとしています。

#### — ユニバーサルデザインとは —

高齢者や障害のある人などを含む誰もが、はじめから利用しやすいように、施設、もの、サービスなどに配慮を行うという考え方で、すべての人のためのデザインとも言われます。

## II 条例の概要

### ○前文○

高齢者、障害者等を含むすべての人が個人として尊重され、積極的に社会に参加できるよう、高齢者、障害者等の日常生活や社会生活を制限する障壁のない誰もが利用しやすい生活環境を整え、すべての人が自らの意志で自由に行動し、平等に参加することができる社会を構築する福祉のまちづくりを総合的に推進する。

### ○総則○

#### (目的)

福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項等を定め、これらを総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資する。

#### (定義)

##### [高齢者、障害者等]

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの

##### [公共的施設]

病院、劇場、集会者、道路、公園その他の多数の者の利用に供される施設

##### [公共的工作物]

信号機、バスの停留所その他の多数の者の利用に供される工作物

#### (責務)

##### ①県の責務

- ・福祉のまちづくりに関する総合的な施策の策定、実施
- ・市町が行う福祉のまちづくりに関する施策の支援

##### ②事業者の責務

- ・事業活動を行う際の公共的施設の設置や、物品、役務の提供について、高齢者、障害者等の利用への配慮
- ・県が実施する福祉のまちづくりに関する施策への協力

##### ③県民の責務

- ・福祉のまちづくりに関して理解を深め、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力

### ○福祉のまちづくりに関する施策○

##### ①施策の基本方針

- ・県民意識の高揚
- ・高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備促進
- ・高齢者、障害者等の社会的活動への積極的参加の促進

##### ②情報の提供

- ・福祉のまちづくりについて理解と協力が得られるよう情報の提供

##### ③学習機会の確保

- ・福祉のまちづくりに取り組む意欲を高めるよう学習機会の確保

##### ④調査及び研究

- ・福祉のまちづくりへの取組を支援するための調査及び研究の実施

##### ⑤意見の反映

- ・施策の策定及び実施に当たっては、高齢者、障害者等の意見の反映

##### ⑥推進体制の整備

- ・施策実施のための推進体制の整備

##### ⑦財政上の措置

- ・福祉のまちづくりを推進するための必要な財政上の措置

### ○公共的施設の整備○

- ①努力義務
  - ・公共的施設の新築等をしようとする者は、構造等基準に適合させるよう努めなければならない
- ②維持保全等
  - ・公共的施設所有者等は、構造等基準に適合している部分の維持保全に努めなければならない
  - ・何人も、高齢者、障害者等の利用の妨げとなる行為をしてはならない
- ③適合証の交付
  - ・公共的施設所有者等は、構造等基準に適合させているときは、知事に対し、適合証の交付を請求することができる
- ④県の公共的施設に係る措置等
  - ・県が設置する公共的施設は、構造等基準に適合させるため必要な措置を行う
  - ・知事は、国等が設置し、又は管理する公共的施設に関して構造等基準への適合に必要な措置の要請を行うことができる

### ○特定公共的施設の整備○

- ①基準適合義務
  - ・特定公共的施設の新築等をしようとする者は、構造等基準に適合させなければならない
- ②特定公共的施設の新築等の届出
  - ・特定公共的施設の新築等をしようとする者は、事前にその計画の内容等を知事に届け出なければならない
- ③指導及び助言
  - ・知事は、届出の内容が構造等基準に適合しないと認めるときは、設計及び施工に関する事項について必要な指導及び助言をすることができる
- ④工事完了の届出
  - ・特定公共的施設の建築主等は、工事が完了したときは、知事に工事完了の届出をしなければならない
- ⑤完了検査
  - ・知事は、工事完了の届出があったときは、特定公共的施設が構造等基準に適合しているかどうかの検査を行う。
- ⑥勧告
  - ・知事は、完了検査の結果、特定公共的施設が構造等基準に適合していないときは、適合させるための措置を行うよう勧告することができる
- ⑦公表
  - ・勧告に従わないときは、知事は、その旨を公表することができる
- ⑧適用除外
  - ・条例の施行の際に、特定公共的施設の工事に着手しているもの等については、適用されない
- ⑨既存特定公共的施設の構造等基準への適合等
  - ・既存の特定公共的施設及び工事中の場合にあつては、構造等基準への適合に努めなければならない
- ⑩立入検査等
  - ・知事は、条例の施行に必要な限度において、報告の徴収又は立入検査等を行うことができる

### ○公共的工作物の整備○

- ①公共的工作物を設置し、又は管理する者は、高齢者、障害者等に配慮された公共的工作物の整備に努めなければならない

### ○住宅の整備等○

- ①県民は、身体の機能の低下等に備えて住宅の整備に努めなければならない
- ②住宅供給事業者は、高齢者、障害者等に配慮された住宅の供給に努めなければならない

○雑則○

この条例の施行についての必要な事項は、規則で定める

○附則○

改正条例の全面施行日……………平成16年10月1日

## Ⅲ 条例の対象施設

- 条例の対象となる施設（公共的施設）及び事前の届出と構造等基準への適合が義務となる施設（特定公共的施設）は、次のとおりです。

### 1 公共的施設

新築等の際に努力義務の対象となる施設で、病院、劇場、集会場、道路、公園その他の多数の者の利用に供される施設をいいます。具体的には、次頁「対象施設一覧表」の「公共的施設」欄の施設です。

なお、公共的施設が構造等基準に適合している場合は、適合証の交付を受けることができます。

### 2 特定公共的施設

公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な一定規模以上の施設をいいます。具体的には、次頁「対象施設一覧表」の「特定公共的施設」欄の施設です。

特定公共的施設については、新築等をしようとする場合には、構造等基準に適合させなければならないとともに、事前に届出を行わなければなりません。

また、工事が完了したときは、工事完了の届出を行わなければなりません。

### 用途面積とは

その用途として利用する部分の延べ面積をいいます。例えば公衆浴場の場合は、浴室、更衣室、玄関だけでなく、ボイラー室のように当該施設と用途上不可分の部分も含めた面積です。一方、たとえ同一棟であっても、従業員用の住居、宿舍等の用途上可分の部分は用途面積に算入しません。（建築基準法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に準じます。）ただし、構造等基準は、多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する部分のみに適用あれ、従業員のみが使用するボイラー室等には適用されません。

## 対象施設一覧表

種 類	公共的施設 (努力義務対象施設)	特定公共的施設 (届出義務・基準適合義務対象施設)
建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校</li> <li>・ 病院又は診療所</li> <li>・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</li> <li>・ 集会場又は公会堂</li> <li>・ 社会福祉施設等</li> <li>・ 博物館、美術館又は図書館</li> <li>・ 郵便局</li> <li>・ 銀行その他の金融機関の店舗</li> <li>・ 工場</li> <li>・ 旅客施設</li> <li>・ 公衆便所</li> <li>・ 官公庁舎等</li> <li>・ 一般ガス事業者、一般電気事業者又は認定電気通信事業者の営業所又は事務所</li> <li>・ 火葬場</li> </ul>	左記の全て（見学のための施設を有しない工場を除く。）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理容所又は美容所</li> </ul>	左記のうち用途面積が50㎡以上のもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業店舗</li> <li>・ 公衆浴場</li> <li>・ 食堂、料理店、レストランその他の飲食店</li> <li>・ クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他サービス業店舗</li> </ul>	左記のうち用途面積が300㎡以上のもの（卸売市場を除く。）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育館、水泳場、ボート場その他の運動施設又は遊技場</li> <li>・ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等</li> <li>・ 駐車施設</li> </ul>	左記のうち用途面積が500㎡以上のもの（キャバレー、ナイトクラブを除く。）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示場</li> <li>・ ホテル又は旅館</li> </ul>	左記のうち用途面積が1,000㎡以上のもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業所又は事務所</li> <li>・ 複合施設</li> <li>・ 公共用歩廊</li> </ul>	左記のうち用途面積が2,000㎡以上のもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同住宅、寄宿舎及び下宿</li> </ul>	左記のうち戸数又は室数が50以上のもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室等</li> </ul>	—
道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道、県道、市町村道（自動車専用道路を除く。）</li> </ul>	左記のすべて
公 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童遊園</li> <li>・ 漁港環境整備施設</li> <li>・ 港湾環境整備施設</li> <li>・ 都市公園</li> <li>・ 遊園地、動物園又は植物園</li> </ul>	左記のすべて
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物でない路外駐車場</li> </ul>	—

(注) 特定公共的施設の規模要件の面積は、用途面積です。

# IV 条例の構造等基準

## 1 構造等基準

構造等基準は、「高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等が公共的施設を円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備の整備に関する基準」であり、条例施行規則で定められています。内容的には、バリアフリーへの対応を目的とする「バリアフリー新法」の利用円滑化基準に、ユニバーサルデザインの視点から条例独自の基準を加えたものとなっています。

従って、「利用円滑化基準」と重複する部分の数値的基準については、整合性の確保を図っています。

また、この構造等基準は、建築物、道路、公園、建築物以外の路外駐車場の4つの種類に応じて定められています。

## 2 構造的基準の適用箇所

構造等基準の適用箇所は、出入口、廊下等、階段、昇降機、便所その他の部分で多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する箇所です。

具体的には物販店舗の場合では、顧客（利用者）の利用できる部分が整備対象であり、従業員専用の部分は対象とはなりません。施設によっては明確に判断できない場合もありますのでご相談ください。

# V 適合義務制度、事前届出制度の概要

## 1 事前相談

計画されている施設が構造等基準のどのような項目に適合しなければならないのかについて、必要に応じ、事前に御相談ください。

■相談先	…	・山口県健康福祉部厚政課	TEL : 083-933-2724
		・山口県土木建築部建築指導課	TEL : 083-933-3839
		・岩国土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0827-29-1543
		・柳井土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0820-22-0397
		・周南土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0834-33-6475
		・宇部土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0837-52-1660
		・長門土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0837-22-2922
		・萩土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0838-22-1829
		・下関市建築指導課 (※1)	TEL : 083-231-1380
		・宇部市建築指導課 (※1)	TEL : 0836-34-8434
		・山口市開発指導課 (※1)	TEL : 083-934-2847
		・萩市建築課 (※1)	TEL : 0838-25-3693
		・防府市建築課 (※1)	TEL : 0835-25-2449
		・岩国市建築指導課 (※1)	TEL : 0827-29-5165
		・周南市建築指導課 (※1)	TEL : 0834-22-8423
		・長門市都市建設課 (※2)	TEL : 0837-23-1149
		・山陽小野田市都市計画課 (※2)	TEL : 0836-82-1215

(注) 市は、特定行政庁 (※1 : 建築基準法第2条第35項の規定により建築主事を置いている市。すべての建築物についての審査等を行う) 又は限定行政特定庁 (※2 : 建築基準法第97条の2の規定により建築主事を置く市。小規模な建築物のみ審査等を行う)

## 2 基準適合義務制度

構造等基準に適合させるよう努めなければならない (努力義務) とされている「公共的施設」(病院、劇場、集会所等多数の者の利用に供される施設) にうち、施設ごとに定められている面積規模を超えるもの「特定公共的施設」については、構造等基準に適合させなければなりません (適合義務)。

### 3 事前届出制度

特定公共的施設の新築等をする場合には、「特定公共的施設新築等届」に付近見取図、配置図、平面図、用途別床面積求積図及び構造等基準への適合状況を明示する書類を添付して、工事着手の30日前までに、管轄する市町窓口届け出てください。

### 4 工事完了届の提出

工事が完了したら、速やかに「特定公共的施設新築等工事完了届」を提出してください。

### 5 完了検査

構造等基準への適合状況を確認するため、完了検査を行います。

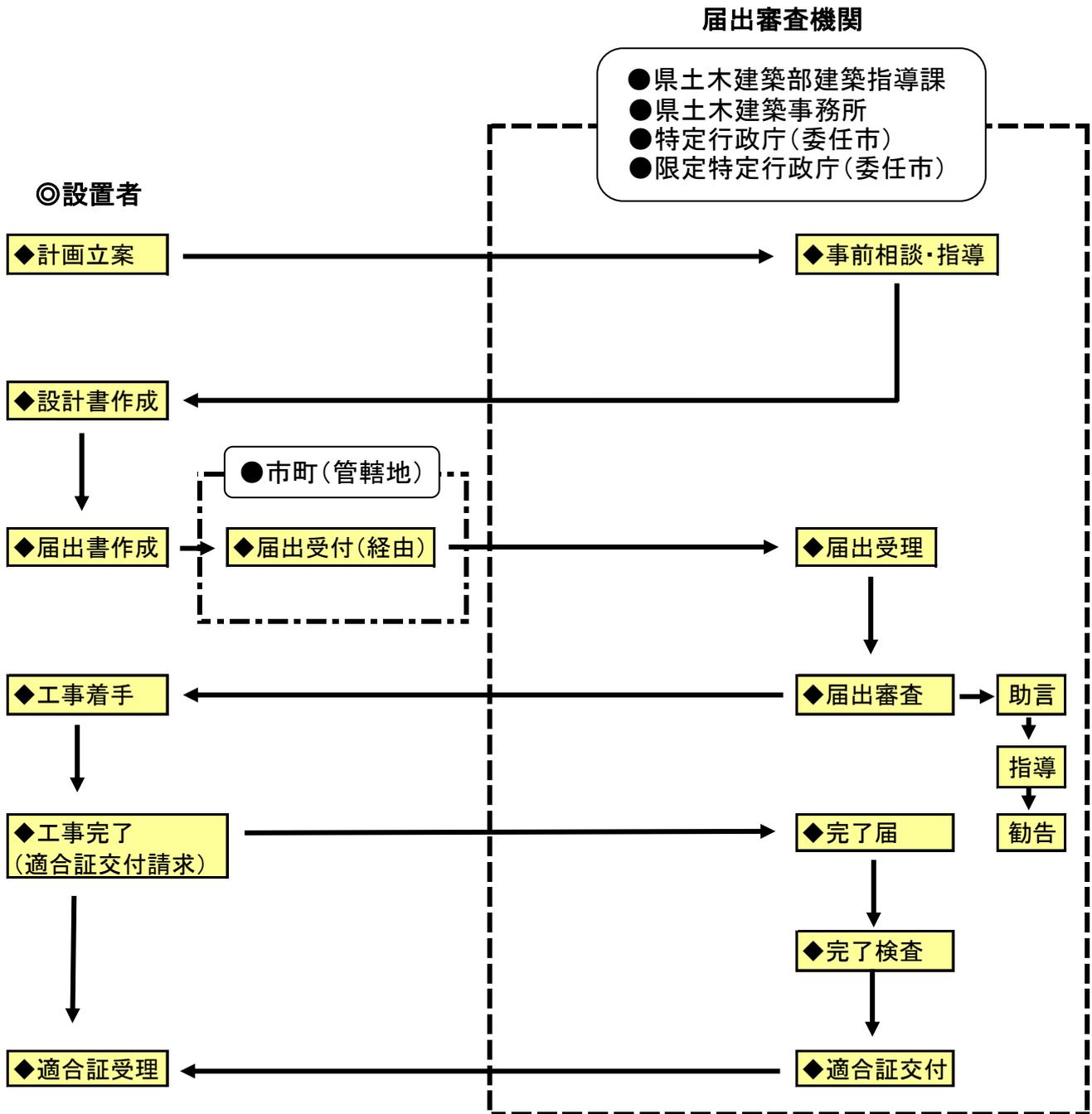
### 6 適合証の交付の申請

構造等基準に適合する場合は、適合証を交付します。

なお、届出の必要のない小規模な施設や既存施設についても、構造等基準に適合している場合は、請求により交付します。



# 条例事務手続きの流れ[建築物]



※ 届出審査機関については、県・特定行政庁・限定特定行政庁の確認審査対象範囲別とする。

※ 建築確認申請については、別途必要。